

近畿財務局が保有する行政文書（財務省設置法（平成11年法律第95号）第13条の規定に基づき金融庁から委任を受けた事務に係る行政文書のうち金融庁に移送するものを除く）の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準を次のように定める。

## 近畿財務局が保有する行政文書の開示請求に対する 開示決定等に係る審査基準

行政手続法第5条の規定に基づき、近畿財務局の保有する行政文書について行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準を次のように定める。

### （目的）

第1条 この訓令は、行政手続法（平成6年法律第88号）第5条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定により財務局長が情報公開法第9条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をするために必要とされる基準を定めることを目的とする。

### （決定に当たっての基準）

第2条 近畿財務局における開示決定等をするために必要とされる基準は、[財務省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準](#)（平成13年財務省訓令第24号）第2条から第6条までを準用する。

### 附 則

この訓令は、平成13年4月1日から適用する。

### 附 則

（平成14年12月5日 近畿財務局訓令第11号）  
この訓令は、平成14年12月5日から施行する。